KEIO

第99期 定時株主総会
招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

株主のみなさまにおかれましては、株主総会へのご出席に際し、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなさらず、郵送またはインターネット等によって議決権を行使いただくこともご検討ください。

株主総会会場においては、アルコール消毒液の設置やサーモグラフィカメラによる検温の実施、係員のマスク着用など、感染予防対策を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主様におかれましても、マスクを着用のうえご来場いただくなど、感染予防対策にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(https://www.keio.co.jp/)にてお知らせいたしますので、ご出席をご検討の際は、お出かけ前にご確認ください。

日時 2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前9時）

場所 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」
東京都八王子市旭町14番1号

議案
- 第1号議案　剰余金の配当の件
- 第2号議案　定款一部変更の件
- 第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

郵送およびインターネット等による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後6時まで

目次

- 招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 5

（添付書類）
- 事業報告 …… 32
- 連結計算書類 …… 55
- 計算書類 …… 57
- 監査報告 …… 59

京王電鉄株式会社
証券コード：9008

証券コード：9008
2020年６月４日

株 主 各 位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目９番地１
（登記上の本店所在地：東京都新宿区新宿三丁目１番24号）
京 王 電 鉄 株 式 会 社
代表取締役社長　紅村　康

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席を見合わせていただく場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

▶郵送による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

▶インターネット等による議決権の行使の場合

３ページをご参照のうえ、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る方法、またはパソコン等で議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）へアクセスする方法により、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
2．会場には、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意下さい。
3．当日、当社の役員および係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。
4．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて、掲載することによりお知らせいたします。
5．本株主総会の決議ご通知は、株主総会後発送予定の「INVESTOR'S GUIDE けいおう」に掲載させていただく予定です。
6．今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席をご検討の際は、お出かけ前にご確認ください。

記

1．日　　時	**2020**年**6**月**26**日（金曜日）午前**10**時（受付開始　午前９時）
2．場　　所	東京都八王子市旭町14番１号 **京王プラザホテル八王子　５階「翔王」** （末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照下さい。）
3．目的事項	**報告事項**　１．第99期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 ２．第99期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結計算書類の会計監査人および監査役会監査結果報告の件 **決議事項**　**第１号議案**　剰余金の配当の件 **第２号議案**　定款一部変更の件 **第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 **第４号議案**　監査等委員である取締役４名選任の件 **第５号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 **第６号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 **第７号議案**　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件
4．招集にあたっての決定事項	（1）書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。 （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状および委任者の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。

以　上

7．法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、以下に記載の事項につきましては当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
①事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
なお、監査役が監査した事業報告、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記に記載の事項となります。
当社ウェブサイト　▶　https://www.keio.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主の皆様には、是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
　なお、議決権の行使には３つの方法がございますが、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなさらず、インターネット等または郵送によって議決権を行使いただくこともご検討ください。

インターネットでご入力

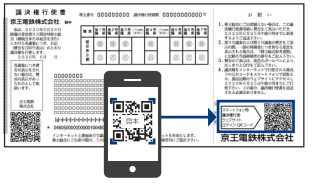
行使期限
2020年６月25日（木曜日）
午後６時入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

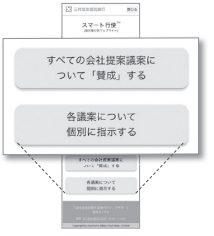
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. スマートフォン等で議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

（おもて面）



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

(注)QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移します。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスし、「次へすすむ」をクリックしてください。
(https://www.web54.net)



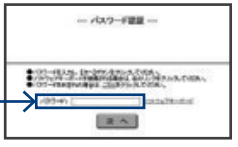
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力し、ログインして下さい。

「議決権行使コード」を入力



3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力して「次へ」をクリックし、案内に従って賛否をご入力ください。

「パスワード」を入力





（うら面）

郵送によるご提出

行 使 期 限

2020年６月25日（木曜日）
午後６時到着分まで

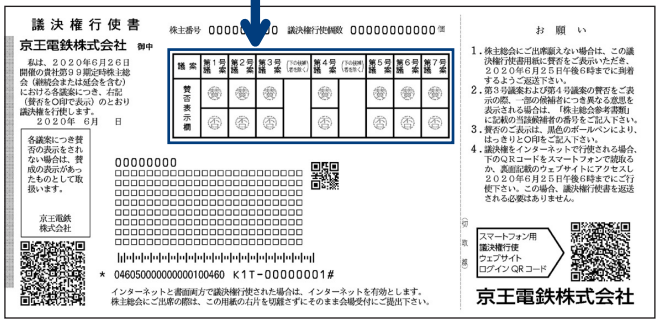
後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函下さい。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照下さい。

各議案の賛否をご記入下さい。

第１号議案・第２号議案・第５号議案
第６号議案・第７号議案
- 賛成の場合 …… 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 …… 「否」の欄に○印

第３号議案・第４号議案
- 全員賛成の場合 …… 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 …… 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 … 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入下さい。


議 決 権 行 使 書

京王電鉄株式会社 御中

私は、２０２０年６月２６日開催の貴社第９９期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

２０２０年 ６月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

京王電鉄株式会社

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権行使個数 ○○○○○○○○○○個

議案	第１号議案	第２号議案	第３号議案	第４号議案	第５号議案	第６号議案	第７号議案
賛否の表示欄	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

（第３号議案・第４号議案は、全員賛成の場合、全員否認する場合、一部の候補者を否認する場合のいずれかを選択）

○○○○○○○○

＊ 04605000000000100460 K1T-00000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切離さずにそのまま会場受付にご提出下さい。

お 願 い

1．株主総会にご出席頂えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、２０２０年６月２５日午後６時までに到着するようご返送下さい。
2．第３号議案および第４号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入下さい。
3．賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入下さい。
4．議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし２０２０年６月２５日午後６時までに行使下さい。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

京王電鉄株式会社

（おもて面）

インターネットによる議決権行使についてご不明な点がございましたら、右記までお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 フリーダイヤル
（受付時間 午前9時～午後9時）

（注）１．機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
２．「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会にご出席
（会場受付にご提出）

株主総会開催日時

2020年６月26日（金曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出下さい。
また、資源節約のためこの招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等を勘案し、株主の皆様への利益還元をはかっていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、連結配当性向30％を目安として、当期の期末配当金は以下のとおりといたしたいと存じます。

1　配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額

当社普通株式１株につき　金**27**円**50**銭

総　額　**3,357,790,783**円

2　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年**6**月**29**日

なお、中間配当金として25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき52円50銭となり、前期比２円50銭の増配となります。

第２号議案から第７号議案に共通する参考事項

第２号議案から第７号議案までの各議案は、いずれも当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかるため、監査等委員会設置会社への移行および株式報酬制度の導入をご提案するものであります。以下の内容は本取組みの全体像をご理解いただくために参考資料として記載したものです。各議案の詳細につきましては11ページから31ページをご覧ください。

１．監査等委員会設置会社への移行について

（1）監査等委員会設置会社に移行する理由

監査等委員会設置会社は2014年の会社法の改正により新たに導入された機関設計です。監査役会設置会社における監査役会の代わりに、監査等委員である取締役からなる監査等委員会（構成員の過半数を社外取締役とします。）を設置するというものです。

当社はこれまで、鉄道事業者として安全と事業の継続性を確保しながら、取締役会の透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果断な意思決定を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進し、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼の確保と、当社グループの持続的な成長・中長期的な企業価値の向上をはかってまいりました。

このたび、この取り組みをより一層推し進めるため、監査等委員会設置会社に移行し、以下のとおり、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかってまいります。

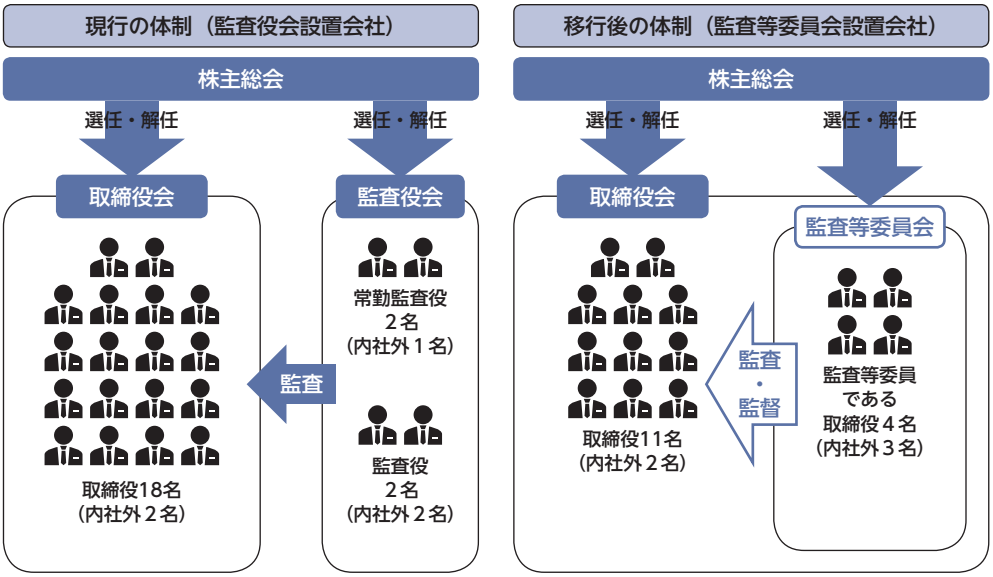
①　取締役会の透明性・公正性の向上をはかります。

監査等委員である取締役は、取締役会の構成員として取締役会での議決権を持ち、監査機能を担いつつ、取締役会の業務執行の監督機能の実効性を高めます。これにより、取締役会の透明性・公正性の向上をはかります。

②　内部統制体制のさらなる充実をはかります。

監査等委員会は、内部監査部門である監査部と緊密に連携し、組織的な監査を行うとともに、必要があると認めた時は監査部に対して調査を求め、指示することにより、内部統制体制のさらなる充実をはかります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行イメージ

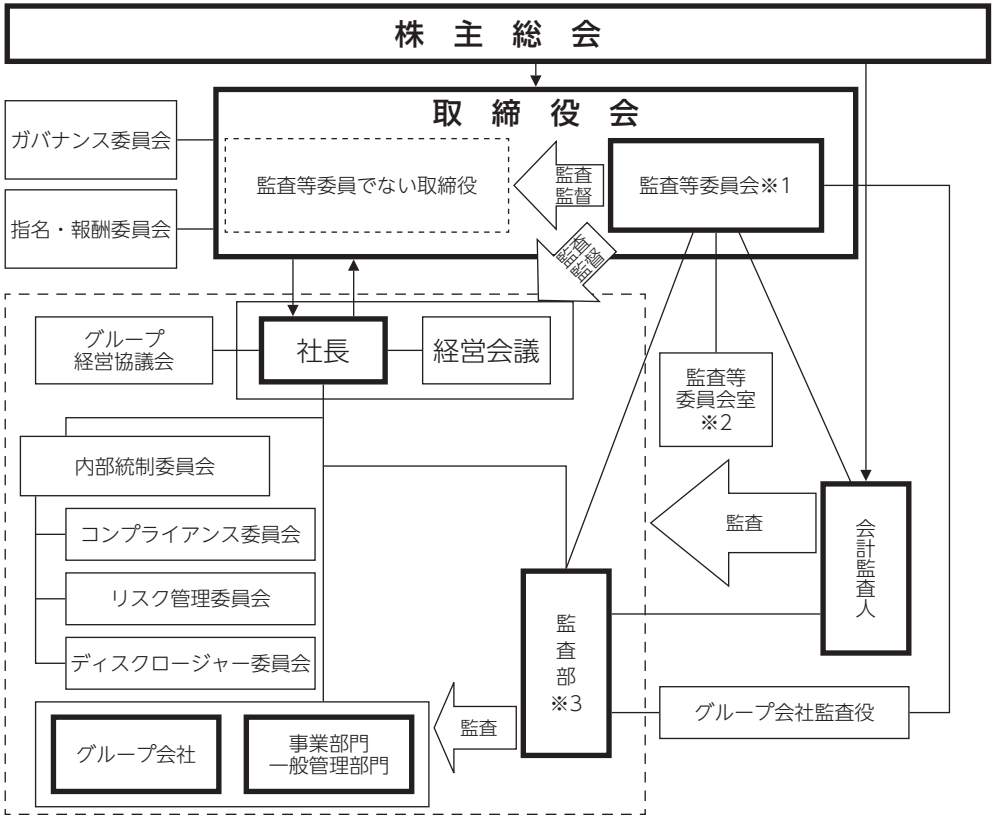


（注）「現行の体制」の取締役・監査役の員数は本年５月時点の員数を、「移行後の体制」の取締役の員数は第３号議案および第４号議案でご提案している候補者の員数を表示しております。

【現行の体制と移行後の体制の比較表】

	現行の体制 （監査役会設置会社）	移行後の体制 （監査等委員会設置会社）
機関	取締役会＋監査役会	取締役会+監査等委員会
任期	取締役１年 監査役４年	監査等委員でない取締役１年 監査等委員である取締役２年
重要な業務執行の決定	取締役への委任は不可	定款に定めを置くことにより 取締役に委任可能
監査・監督機能	監査役による業務執行の 適法性・妥当性監査	監査等委員である取締役による 業務執行の適法性・妥当性監査、 取締役会の監督機能の実効性向上

(3) 監査等委員会設置会社移行後の当社コーポレート・ガバナンス体制図



(改定点)

※1　監査等委員会を設置し、取締役の業務執行について監査・監督します。

※2　監査等委員である取締役を補助するため、監査等委員会室を設置し、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査等委員である取締役の指揮命令に服することとします。

※3　社長直轄の内部監査部門である監査部は、社長の指揮命令のもと、当社および当社グループ各社に対して内部監査を行い、その結果を社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても報告します。監査等委員会は監査部と緊密に連携し、組織的な監査を行うとともに、必要があると認めた時は監査部に対して調査を求め、指示を行います。

2．取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）への株式報酬制度の導入について

(1) 当社役員報酬制度見直しの概要

当社の取締役および監査役の報酬は、各役員の役職位、職務内容等を勘案し、職責に応じた適切な水準とするとともに、取締役の報酬の一部について業績の達成状況を反映させる仕組みとしてまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社への移行にあわせて、役員報酬制度の見直しを行います。

監査等委員会設置会社に移行したのちの取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）の報酬については、基本報酬と事業年度ごとの業績に連動する年次業績連動報酬に区分・整理するとともに、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度を導入いたします。

【役員報酬制度見直しの概要】

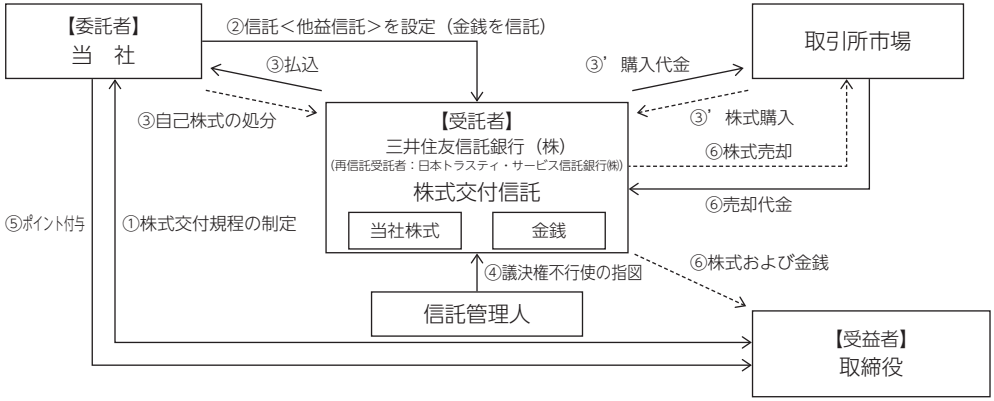
(現行)

	基本報酬	
		業績連動部分
社内取締役	○	○
社外取締役	○	—
監査役	○	—

(見直し後)

		基本報酬	年次業績連動報酬	株式報酬
監査等委員でない取締役	社内	○	○	○
	社外	○	—	—
監査等委員である取締役		○	—	—

(2) 株式報酬制度の仕組み



① 当社は取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、本項において同じ。）を対象とする株式交付規程を制定します。
② 当社は取締役を受益者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする株式交付信託（他益信託）を設定します（以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時において本信託の残余財産となる当社株式は、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

以　上

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 当社はコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかるため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、当社定款について、監査等委員会設置会社への機関変更、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うほか、機動的な意思決定を可能とするため、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定を新設し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数を15名以内、監査等委員である取締役の員数を５名以内とするものであります。

(2) その他、上記変更にともなう条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

現行定款・変更案対照表

（下線＿＿は変更部分）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
〔新　　設〕	（機　関） 第４条　本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １　取締役会 ２　監査等委員会 ３　会計監査人
（公告方法） 第４条　（条文省略）	（公告方法） 第５条　（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第５条～第12条　（条文省略）	第６条～第13条　（現行どおり）
第３章　株　主　総　会	第３章　株　主　総　会
第13条～第21条　（条文省略）	第14条～第22条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第22条　本会社の取締役は20名以内とする。	（取締役の員数） 第23条　本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。
〔新　　設〕	２．本会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
（取締役の選任） 第23条　取締役は株主総会において選任する。	（取締役の選任） 第24条　取締役は株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して株主総会において選任するものとする。

現行定款	変更案
2．取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3．取締役の選任については累積投票によらない。	2．　　（現行どおり） 3．　　（現行どおり）
（取締役の任期） 第24条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 〔新　　設〕	（取締役の任期） 第25条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2．監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（取締役の報酬等） 第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。	（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。
（社外取締役との責任限定契約） 第26条　　（条文省略）	（社外取締役との責任限定契約） 第27条　　（現行どおり）
（取締役会） 第27条　法令又は本定款に定める取締役会審議事項その他会社運営の重要事項を審議決定するため取締役会を置く。 2．取締役会の招集通知は、会日から３日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。 3．本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 4．取締役会規程は取締役会において別に定める。	（取締役会） 第28条　取締役会は、法令又は本定款に定める取締役会審議事項その他会社運営の重要事項を審議決定する。 2．取締役会の招集通知は、会日から３日前までに各取締役に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。 3．　　（現行どおり） 4．　　（現行どおり）
（代表取締役等） 第28条　　（条文省略）	（代表取締役等） 第29条　　（現行どおり）
〔新　　設〕	（重要な業務執行の決定の委任） 第30条　本会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（相談役及び顧問） 第29条　　（条文省略）	（相談役及び顧問） 第31条　　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会 （監査役） 第30条　本会社は監査役を置く。	第５章　監査等委員会 〔削　　除〕
（監査役の員数） 第31条　本会社の監査役は５名以内とする。	〔削　　除〕

現行定款	変更案
（監査役の選任） 第32条　監査役は株主総会において選任する。 ２．監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。	〔削　　除〕
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	〔削　　除〕
（監査役の報酬等） 第34条　監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。	〔削　　除〕
（社外監査役との責任限定契約） 第35条　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	〔削　　除〕
（監査役会） 第36条　法令に定める監査役会の権限を行使するため監査役会を置く。 ２．監査役会の招集通知は、会日から３日前までに各監査役に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。 ３．監査役会規程は監査役会において別に定める。	〔削　　除〕
（常勤の監査役） 第37条　常勤の監査役は監査役会の決議により選定する。	〔削　　除〕
〔新　　設〕	（監査等委員会） 第32条　監査等委員会は、法令又は本定款に定める監査等委員会審議事項その他監査等委員会の権限を行使するために必要な事項を審議決定する。 ２．監査等委員会の招集通知は、会日から３日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。 ３．監査等委員会規程は監査等委員会において別に定める。
〔新　　設〕	（常勤の監査等委員） 第33条　常勤の監査等委員は監査等委員会の決議により選定することができる。
第６章　会計監査人 （会計監査人） 第38条　本会社は会計監査人を置く。	第６章　会計監査人 〔削　　除〕
第39条～第40条　　（条文省略）	第34条～第35条　　（現行どおり）
第７章　計　　算 第41条～第43条　　（条文省略）	第７章　計　　算 第36条～第38条　　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員は本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）11名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当
1	**永田　正**（ながた　ただし）再任	代表取締役会長
2	**紅村　康**（こうむら　やすし）再任	代表取締役社長
3	**仲岡　一紀**（なかおか　かずのり）再任	常務取締役 鉄道事業本部長
4	**川瀬　明伸**（かわせ　あきのぶ）再任	常務取締役 開発事業本部長
5	**南　佳孝**（みなみ　よしたか）再任	常務取締役 総務･危機管理部・法務･コンプライアンス部・広報部・人事部分担、コンプライアンス担当、新宿再開発特命担当
6	**寺田 雄一郎**（てらだ ゆういちろう）再任	取締役 鉄道事業本部副本部長　計画管理部長
7	**高橋　温**（たかはし　あつし）再任 社外 独立役員	取締役
8	**古市　健**（ふるいち　たけし）再任 社外 独立役員	取締役
9	**駒田　一郎**（こまだ　いちろう）再任	取締役
10	**丸山　荘**（まるやま　そう）再任	取締役
11	**若林　克昌**（わかばやし かつよし）再任	取締役

候補者番号 1



永田（ながた） 正（ただし） （1952年1月23日生）

再　任

所有する当社の株式の数	30,400株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4 月　当社入社
2000年 6 月　当社関連事業部長
2002年 6 月　当社総合企画本部　グループ事業部長
2003年 6 月　当社人事部長
2004年 6 月　当社取締役人事部長
2005年 6 月　当社取締役総合企画本部　経営企画部長
2007年 6 月　当社常務取締役総合企画本部長
2009年 6 月　当社代表取締役社長
2015年 6 月　当社代表取締役会長兼社長
2016年 6 月　当社代表取締役会長　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 2



紅村（こうむら） 康（やすし） （1958年3月21日生）

再　任

所有する当社の株式の数	19,800株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4 月　当社入社
2004年 6 月　当社総合企画本部　経理部長
2007年 6 月　当社総合企画本部　経営企画部長
2010年 6 月　当社取締役総合企画本部副本部長
2011年 6 月　当社取締役総合企画本部長
2012年 6 月　当社常務取締役総合企画本部長
2013年 6 月　京王観光㈱代表取締役社長
2013年 6 月　当社取締役
2015年 6 月　当社代表取締役副社長
2016年 6 月　当社代表取締役社長　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
3



仲岡 一紀（なかおか かずのり）（1960年２月５日生）

再　任

所有する当社の株式の数	7,900株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年４月　当社入社
2006年６月　当社ＳＣ営業部長
2009年６月　当社人事部長
2011年６月　当社総合企画本部　グループ事業部長
2013年６月　当社取締役総合企画本部　経営企画部長
2015年６月　当社常務取締役　開発事業部門分担
2016年６月　当社常務取締役戦略推進本部長、開発事業本部長
2017年６月　当社常務取締役開発事業本部長
2018年６月　当社常務取締役鉄道事業本部長、
　　新宿再開発特命担当
2019年６月　当社常務取締役鉄道事業本部長　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、鉄道事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および戦略推進業務に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
4



川瀬 明伸（かわせ あきのぶ）（1957年10月20日生）

再　任

所有する当社の株式の数	4,200株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年４月　当社入社
2004年６月　㈱京王アートマン常務取締役
2005年６月　㈱京王アートマン代表取締役社長
2010年６月　当社開発推進部長
2011年６月　㈱京王ストア専務取締役
2012年６月　㈱京王ストア代表取締役社長
2012年６月　当社取締役
2019年６月　当社常務取締役開発事業本部長　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、流通業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および開発事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
5



南　佳孝（みなみ　よしたか）　（1963年３月５日生）

再　任

所有する当社の株式の数	4,900株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年４月　当社入社
2009年６月　京王食品㈱代表取締役社長
2011年６月　当社開発推進部長
2011年12月　㈱リビタ代表取締役社長
2015年６月　当社総合企画本部　経営企画部長
2016年６月　当社取締役戦略推進本部　事業創造部長
2017年６月　当社取締役戦略推進本部長
2018年６月　当社常務取締役開発事業本部長
2019年６月　当社常務取締役　総務法務部･広報部･人事部分担、コンプライアンス担当、新宿再開発特命担当
2020年４月　当社常務取締役　総務･危機管理部・法務･コンプライアンス部・広報部・人事部分担、コンプライアンス担当、新宿再開発特命担当　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、戦略推進業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および経営統括業務に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
6



寺田　雄一郎（てらだ　ゆういちろう）　（1962年７月28日生）

再　任

所有する当社の株式の数	1,800株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年４月　当社入社
2009年６月　当社鉄道事業本部　工務部長
2014年６月　㈱京王設備サービス常務取締役
2015年６月　㈱京王設備サービス代表取締役社長
2017年６月　当社取締役鉄道事業本部副本部長
2019年６月　当社取締役鉄道事業本部副本部長　計画管理部長　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に鉄道部門、施設管理業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および鉄道事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
7



高橋（たかはし） 温（あつし）（1941年７月23日生）

再　任
社　外
独立役員

所有する当社の株式の数	600株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1965年４月　住友信託銀行㈱［現三井住友信託銀行㈱］入社
1991年６月　住友信託銀行㈱取締役
1993年６月　住友信託銀行㈱常務取締役
1997年６月　住友信託銀行㈱専務取締役
1998年３月　住友信託銀行㈱代表取締役社長
2005年６月　住友信託銀行㈱代表取締役会長
2011年４月　住友信託銀行㈱相談役
2011年６月　㈱岩手銀行社外取締役　現在に至る
2011年６月　当社社外取締役　現在に至る
2012年４月　三井住友信託銀行㈱相談役
2016年７月　三井住友信託銀行㈱特別顧問
2018年７月　三井住友信託銀行㈱名誉顧問　現在に至る

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行㈱名誉顧問
㈱岩手銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいております。引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

10/11回

（注）1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は2011年３月まで住友信託銀行㈱［現三井住友信託銀行㈱］の取締役でした。なお、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号
8



古市（ふるいち） 健（たけし）（1954年８月21日生）

再　任
社　外
独立役員

所有する当社の株式の数　800株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年４月　日本生命保険(相)入社
2004年７月　日本生命保険(相)取締役
2007年１月　日本生命保険(相)取締役執行役員
2007年３月　日本生命保険(相)取締役常務執行役員
2009年３月　日本生命保険(相)取締役専務執行役員
2010年３月　日本生命保険(相)代表取締役専務執行役員
2012年３月　日本生命保険(相)代表取締役副社長執行役員
2016年６月　あいおいニッセイ同和損害保険㈱社外取締役
2016年６月　当社社外取締役　現在に至る
2016年７月　日本生命保険(相)代表取締役副会長　現在に至る

重要な兼職の状況

日本生命保険(相)代表取締役副会長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいております。引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 1. 同氏は日本生命保険(相)の代表取締役副会長であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号
9



駒田 一郎（こまだ いちろう）（1956年12月３日生）

再　任

所有する当社の株式の数	8,300株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年４月　当社入社
2004年６月　京王観光㈱取締役
2005年４月　京王リテールサービス㈱常務取締役
2006年６月　京王リテールサービス㈱代表取締役社長
2008年６月　当社総合企画本部　グループ事業部長
2010年６月　当社取締役総合企画本部　グループ事業部長
2011年６月　当社取締役開発企画部長
2013年６月　当社常務取締役　開発事業部門分担
2015年６月　㈱京王百貨店代表取締役副社長
2015年６月　当社取締役　現在に至る
2016年６月　㈱京王百貨店代表取締役社長　現在に至る

重要な兼職の状況

㈱京王百貨店代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にグループ事業管理、開発事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および流通業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
10



丸山 荘（まるやま そう）（1956年10月５日生）

再　任

所有する当社の株式の数	12,100株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年４月　当社入社
2004年６月　京王重機整備㈱常務取締役
2006年６月　京王建設㈱常務取締役
2009年６月　西東京バス㈱代表取締役社長
2011年６月　当社取締役
2012年６月　当社取締役総務法務部長
2013年６月　当社常務取締役　総務法務部・広報部・人事部分担
2016年６月　当社常務取締役経営統括本部長、総務法務部・広報部・人事部分担
2017年６月　当社常務取締役経営統括本部長
2018年６月　京王電鉄バス㈱代表取締役社長　現在に至る
2018年６月　当社取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

京王電鉄バス㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主に経営統括業務、バス事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびバス事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
11



若林　克昌（わかばやし　かつよし）

（1963年７月20日生）

再　任

所有する当社の株式の数	1,700株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年４月　当社入社
2011年６月　㈱京王プラザホテル営業戦略室長
2012年６月　㈱京王プラザホテル経営企画部長
2013年６月　㈱京王プラザホテル取締役
2017年６月　京王自動車㈱代表取締役社長　現在に至る
2019年６月　当社取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

京王自動車㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にホテル業、運輸業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびホテル業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

９/９回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当
1	**伊藤　俊司**（いとう しゅんじ）	常務取締役 経営統括本部長、財務・情報開示担当
2	**竹川　浩史**（たけかわ ひろし） 社外 独立役員	常勤社外監査役
3	**北村　敬子**（きたむら けいこ） 社外 独立役員	社外監査役
4	**金子　正志**（かねこ まさし） 社外 独立役員	社外監査役

候補者番号
1



伊藤　俊司（いとう　しゅんじ）（1961年2月14日生）

所有する当社の株式の数	5,200株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4 月　当社入社
2005年 6 月　㈱京王ストア取締役
2008年 6 月　㈱京王ストア常務取締役
2010年 6 月　当社総合企画本部　経営企画部長
2013年 6 月　㈱京王百貨店常務取締役
2015年 6 月　当社取締役総合企画本部　海外戦略部長
2016年 6 月　当社取締役経営統括本部副本部長　経営企画部長
2017年 6 月　当社常務取締役　総務法務部･広報部･人事部分担、コンプライアンス担当
2018年 6 月　当社常務取締役経営統括本部長、財務・情報開示担当　現在に至る

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、当社取締役として経営に参画し、経理部門、総務法務部門等の分担を歴任し、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有するほか、グループ会社の経営に携わり、当社グループの事業に関する幅広い知識を有しております。監査等委員会設置会社に移行後は、これらの経験と実績を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていくことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
2



竹川（たけかわ） 浩史（ひろし）（1964年６月10日生）

社　外
独立役員

所有する当社の株式の数　200株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年４月　㈱三菱銀行［現㈱三菱ＵＦＪ銀行］　入社
2015年６月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行［現㈱三菱ＵＦＪ銀行］
　　執行役員
2015年７月　㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ執行役員
2018年６月　当社常勤社外監査役　現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関における業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、金融機関の執行役員としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社の常勤社外監査役として中立公平な立場から適切に監査機能を果たしていただいております。監査等委員会設置会社に移行後は、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

監査役会への出席状況

15/15回

（注）1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年になります。
3. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号
3



北村　敬子（きたむら　けいこ）（1945年11月21日生）

社　外
独立役員

所有する当社の株式の数　1,400株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4 月　中央大学商学部助教授
1981年 4 月　中央大学商学部教授
1997年11月　中央大学商学部長
2004年 4 月　中央大学副学長
2006年 6 月　ヤマトホールディングス㈱社外監査役
2014年 6 月　当社社外監査役　現在に至る
2015年 6 月　日野自動車㈱社外監査役　現在に至る
2015年 7 月　明治安田生命保険(相)社外取締役　現在に至る
2016年 4 月　中央大学名誉教授　現在に至る

重要な兼職の状況

中央大学名誉教授
明治安田生命保険(相)社外取締役
日野自動車㈱社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、中立公平な立場から適切に監査機能を果たしていただいております。監査等委員会設置会社に移行後は、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

9/11回

監査役会への出席状況

13/15回

(注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号
4



金子（かねこ） 正志（まさし）（1954年６月14日生）

社　外
独立役員

所有する当社の株式の数　600株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4 月　弁護士登録（東京弁護士会）　現在に至る
2006年 6 月　日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長
2008年 4 月　東京弁護士会副会長
2014年 6 月　当社社外監査役　現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有するほか、法令遵守の立場から適切に監査機能を果たしていただいております。監査等委員会設置会社に移行後は、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

監査役会への出席状況

15/15回

（注）1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

（ご参考）

社外取締役の独立性判断基準

京王電鉄（以下、「当社」という）は、次に掲げる各項目のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有していると判断する。

① 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（注１）または過去１０年間において当社グループの業務執行者であった者
② 当社グループを主要な取引先とする者（注２）またはその業務執行者
③ 当社グループの主要な取引先（注３）またはその業務執行者
④ 当社グループの主要株主（注４）またはその業務執行者
⑤ 当社グループの主要な借入先（注５）またはその業務執行者
⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注６）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等（法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑧ 当社グループから一定額を超える寄付または助成（注７）を受けている組織またはその業務執行者
⑨ 当社グループの常勤取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
⑩ 過去３年間において上記②から⑨に該当していた者
⑪ 上記①から⑩に該当する者が重要な地位（注８）にある場合、その者の配偶者または２親等以内の親族

（注）１．業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。
２．当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
３．当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。
４．主要株主とは、総議決権の１０％以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
５．主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している者をいう。
６．多額の金銭その他の財産とは、過去３事業年度の平均で、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、過去３事業年度の平均で、当該団体の連結売上高の２％を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
７．一定額を超える寄付または助成とは、過去３事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の３０％のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう。
８．重要な地位とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長職以上の上級管理職をいう。

以　上

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。取締役の報酬額は、2010年６月29日開催の第89期定時株主総会において、年額５億1,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、このたびの監査等委員会設置会社への移行にともない、現在の取締役の報酬額の定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も勘案して、年額４億2,000万円以内（うち社外取締役分4,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

また、現在の取締役は18名（うち社外取締役２名）でございますが、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は11名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任を考慮し、年額１億3,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は第５号議案のとおりご承認をお願いしておりますが、本議案はこれとは別に、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）を対象に、株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役に対して信託を通じて当社株式の交付を行うことで、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

また、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の導入初年度に対象となる取締役は９名となります。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとし、その詳細につきましては、下記２．に記載の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

２．本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）
② 対象期間	本定時株主総会が終結した日の翌日から2023年６月の定時株主総会終結の日まで※
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金３億3,000万円を上限とする。
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	１事業年度あたり33,000ポイントを上限とする。
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

※当社の取締役会の決定により５年以内の期間を都度定めて延長することがあります。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約３年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金３億3,000万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を５年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これにともない、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金１億1,000万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり33,000ポイントを上限とします。なお、違法行為等の株式交付規程で定める一定の事由が生じた場合、取締役会の決議により、それまでに当該取締役に付与されていたポイントの全部または一部が失効することがあります。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式について源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金する場合のほか、株式交付規程で定める一定の事由が生じた場合、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(6) 権利の譲渡の禁止

取締役は、株式交付規程に基づき取得した権利または同規程に基づき権利を取得することができる地位を他に譲渡・処分し、または担保に供することができないものとします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

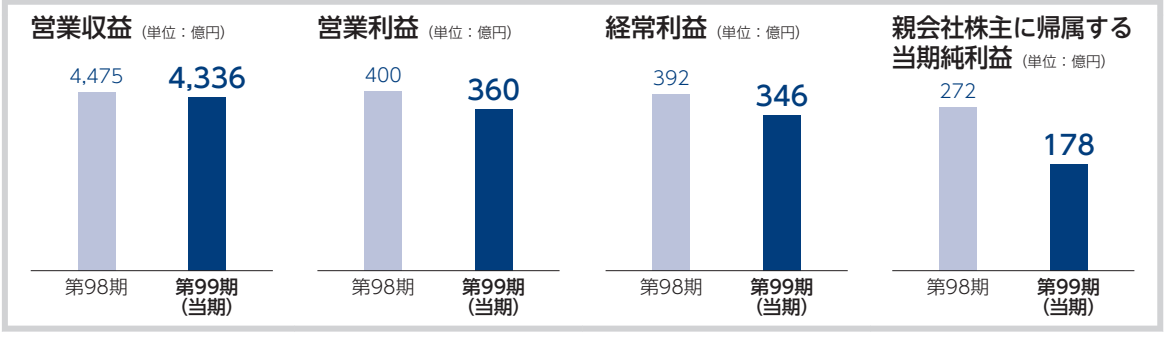
１．事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦や相次ぐ自然災害の発生、消費税率引上げの影響などにより、先行き不透明な状況が続きました。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、景気の先行きは極めて厳しい状況となりました。

このような情勢のもとで、当社グループは、2018年度を初年度とする「京王グループ中期３カ年経営計画」に基づき、戦略投資案件の収益化および事業の選択と集中など、“成長の実現”に向けた諸施策を推進してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、訪日外国人旅行客が急激に減少したほか、外出自粛により国内個人消費も低迷するなど、当社グループの事業活動にも大きな影響を受けることとなりました。その結果、営業収益は、4,336億６千９百万円（前期比3.1％減）、営業利益は、360億２千４百万円（前期比10.1％減）、経常利益は346億８千４百万円（前期比11.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、178億７千５百万円（前期比34.3％減）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策については、ＢＣＰ（事業継続計画）に基づき、社長を本部長とする対策総本部を立ち上げ、国内外の感染拡大状況の把握に努めるとともに、社会インフラを担う企業グループとして、感染の拡大防止と事業活動の継続に取り組みました。

次に、各セグメント別にご報告いたします。





運　輸　業

営業収益　1,296億59百万円　（前期比 1.9%減）

営業利益　133億45百万円　（前期比 9.3%減）

鉄道事業では、京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業について、事業主体である東京都とともに用地取得を進めたほか、芦花公園駅において駅ホームを仮設化し、土留工事に着手するなど高架化のための準備工事を進めました。ラグビーワールドカップ2019™に向けた取組みでは、会場最寄り駅の飛田給駅において昨年度使用を開始した２番線に続き３番線でホームドアの使用を開始したほか、鉄道の運行状況に関する案内の多言語化を進めました。また、安全・防犯対策の強化等を目的として、踏切などに監視カメラを設置したほか、京王線の車両全編成の運転台に前方監視カメラを設置しました。さらに、試合当日は駅や踏切に係員を配置するなどの対策に取り組み、大会期間中の安全輸送を確保しました。ダイヤ改正においては、好評をいただいている座席指定列車「京王ライナー」について、5000系車両１編成を増備し、平日の朝間および夕夜間時間帯の運行を拡大しました。また、高尾線で始終発時刻の繰上げ繰下げを実施するなど利便性向上をはかりました。このほか、相模原線に設定している加算運賃について、建設事業費の回収が進捗してきていることから、引下げを実施しました。自然災害への備えについては、鉄道施設の耐震補強工事や大雨・落雷対策工事を引き続き進めました。また、９月および10月に上陸した台風への対応として、防災行動計画に基づいた計画運休を実施したほか、事前の線路等の巡回・点検結果に基づき復旧用の機材を配備し、早期の運転再開をはかりました。安全性向上策では、下北沢駅でホームドア設置のためのホーム補強工事に着手したほか、分倍河原駅など３駅でホーム転落防止固定柵を設置しました。また、新宿駅および渋谷駅において、混雑時でもお客様の動線に支障をきたさないようにするため、ホーム上の売店の移設工事を進めました。営業面では、渋谷駅および調布駅の駅構内にデジタルサイネージを増設し、増収をはかりました。環境への取組みでは、車両について、より消費電力削減効果に優れたＶＶＶＦインバータ制御装置への更新を引き続き進めたほか、駅構内などで照明のＬＥＤ化に取り組みました。

バス事業では、路線バスにおいて、府中駅を発着する循環路線の一部について、ＪＲ西国分寺駅への乗り入れを開始し、利便性向上をはかりました。また、高速バスにおいては、渋谷木更津線（渋谷～袖ケ浦・木更津）を新設するなど増収施策を推進しました。

タクシー業では、京王自動車（株）において、帝都自動車交通（株）と業務提携し、無線やスマートフォンアプリによる共同配車を開始するなど、都区内でのお客様の利便性向上をはかりました。

運輸業全体の営業収益は、鉄道事業において、雇用情勢の改善や沿線人口の増加などがあったものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて旅客運輸収入が減少したことなどにより1,296億５千９百万円（前期比1.9%減）、営業利益は133億４千５百万円（前期比9.3%減）となりました。



流　通　業

営業収益	1,621億80百万円	（前期比　2.5%減）
営業利益	44億　0百万円	（前期比 14.4%減）

百貨店業では、「京王百貨店」新宿店において、中地階の惣菜売場の改装を完了し、出来立て惣菜の提供を強化するなど集客力強化をはかりました。

ストア業では、「京王ストア」高幡店において、惣菜売場の強化など店舗改装を実施しました。また、コンビニエンスストア「Ｋ－ＳＨＯＰ」飛田給店、下北沢店をそれぞれオープンいたしました。

ショッピングセンター事業では、「キラリナ京王吉祥寺」において、より幅広い年代と多様なライフスタイルを持つお客様にご利用いただけるよう改装し、２階フロアの一部を食物販エリアとしたほか、４階から６階フロアにおいてファッション・コスメ・雑貨のテナント構成を充実するなど、集客力強化をはかりました。また、「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」では、Ｂ館２階フロアに食物販・カフェなどを導入し、一部店舗の開店時間を早めるなど、駅利用者の利便性向上をはかりました。

このほか、東府中駅改札前に、「ベーカリー＆カフェ　ルパ」、「Ｋ－ＳＨＯＰ」などからなる駅ナカ複合店舗をオープンいたしました。

流通業全体の営業収益は、百貨店業において、消費税率引上げの影響に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて来店客が急激に減少したことなどにより1,621億８千万円（前期比2.5%減）、営業利益は44億円（前期比14.4%減）となりました。



不動産業

営業収益	453億33百万円	（前期比 9.3%減）
営業利益	91億99百万円	（前期比 2.5%減）

不動産賃貸業では、企業の独身寮として使用されていた建物をシェア型賃貸住宅「シェアプレイス三鷹」としてリノベーションし、入居を開始したほか、賃貸住宅「フィシオ久我山」、「MODIER ICHIGAYA」の賃貸をそれぞれ開始しました。また、新宿区新宿三丁目の既存のビルをリノベーションし、「京王新宿追分第二ビル」として賃貸を開始したほか、中央区日本橋のオフィスビルを取得するなど、引き続き賃貸資産の拡充に努めました。

不動産販売業では、集合住宅一棟全体をリノベーションし分譲する事業において、「リアージュ砧テラス」の販売を開始しました。また、集合住宅「グリーンリーフ世田谷喜多見」を一棟販売しました。

このほか、既存の建物を宿泊者や地域の人々が交流できる場を備えたシェア型複合ホテルにリノベーションし、運営する事業では、「TSUGU 京都三条」、「KIRO 広島」をそれぞれオープンしたほか、「KAIKA 東京」が竣工し、開業に向けた準備を進めました。

不動産業全体の営業収益は、不動産販売業において、リノベーション物件の販売が減少したことなどにより453億３千３百万円（前期比9.3％減）、営業利益は91億９千９百万円（前期比2.5％減）となりました。



レジャー・サービス業

営業収益	740億88百万円	（前期比　7.9%減）
営業利益	43億43百万円	（前期比 37.8%減）

ホテル業では、「京王プラザホテル（新宿）」において、本館31階の客室を改装し、最大５名までの宿泊が可能な「ラグジュアリーファミリールーム」としたほか、本館25階と26階の客室を改装しました。また、「京王プラザホテル多摩」の客室の一部について、（株）サンリオとタイアップしたキャラクタールームに改装しました。「京王プレッソイン九段下」については、全館改装を実施し、「京王プレッソイン東京九段下」としてリニューアルオープンいたしました。また、宿泊特化型アッパーミドルホテル「京王プレリアホテル 札幌」を開業したほか、「高山グリーンホテル」において、客室を主体にレストラン・宴会場を備えた新館「桜凛閣」が竣工し、開業に向けた準備を進めました。

このほか、台湾茶ドリンク専門店「HAPPYLEMON」キラリナ京王吉祥寺店、京王下北沢店をオープンいたしました。

レジャー・サービス業全体の営業収益は、ホテル業において、新規店舗が寄与したものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて需要が急速に減退したほか、旅行業において取扱高が減少したことなどにより740億８千８百万円（前期比7.9%減）、営業利益は43億４千３百万円（前期比37.8%減）となりました。



その他業

営業収益	670億35百万円	（前期比 2.8%増）
営業利益	57億59百万円	（前期比 9.7%増）

子育て支援事業において、企業主導型保育所「京王キッズプラッツ多摩センター」を開業しました。

沿線住民の暮らしに役立つサービスを提供する「京王ほっとネットワーク」では、多摩ニュータウンを中心に実施している食料品等の移動販売について、販売車両を増備し、八王子市内の販売拠点数を増やしました。

ビル総合管理業では、味の素スタジアムにおいて通信設備増設工事を受注したほか、本年４月に立川市緑町で街びらきした新街区「GREEN SPRINGS」において、ホテルやコンサートホールなど建物８棟の設備管理業務を受注するなど収益拡大をはかりました。このほか、岩手県宮古市において太陽光発電事業を開始しました。

その他業全体の営業収益は、ビル総合管理業や車両整備業での受注が増加したことなどにより670億３千５百万円（前期比2.8%増）、営業利益は57億５千９百万円（前期比9.7%増）となりました。

2．対処すべき課題

当社グループでは、グループとしての存在価値を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化をはかっております。

＜京王グループ理念＞

私たち京王グループは、
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、
「信頼のトップブランド」になることを目指します。
そして、幸せな暮らしの実現に向かって
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

この「京王グループ理念」を具現化するため、「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主共同の利益および沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用してまいります。

当社グループでは、2015年度からの６年間を３年ずつに区切り、2020年度を目標年度としてあるべき姿を描いたうえで、前半３カ年において、“成長に向けた土台作り”を進め、後半３カ年においては、“成長の実現”に向けた収益力強化に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンス体制に関する検討を進めてまいりました。当社では、この検討の結果を踏まえ、経営体制の強化と意思決定の迅速化をはかるため、監査等委員会設置会社に移行するとともに、執行役員制度を導入することといたします。

この新たな体制のもと、将来の事業環境の変化を捉え、当社グループが成長を続けられるよう、再開発エリアの将来構想など長期的な課題の解決、業務効率化・生産性向上、事業の選択と集中を推進し、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

こうした取り組みの一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、当社グループにおいても事業活動に大きな影響を受けております。当社グループは社会インフラを担う企業グループとして、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底や危機管理体制の強化に取り組むほか、きめ細やかな増収策や適切なコストコントロール、グループ会社間の連携強化など

の対策に取り組み、鉄道をはじめとした事業の安定的な運営を確保してまいります。

2020年度においては、以下に記載する各施策について、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら柔軟に対応し、グループ一丸となってこの難局を乗り越えてまいります。

(1) 鉄道事業の安全性・収益力の向上

鉄道事業では、引き続き「安全に関する基本方針」の徹底をはかります。また、「有責事故ゼロ　運転事故・輸送障害発生件数の前年比削減」を安全目標と定め、事故・トラブルの未然防止に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に対し十分な対策を講じながら、社会的使命である「輸送の安全」のための取組みをハード・ソフトの両面から進めます。

＜安全に関する基本方針＞

・「安全」は最大の使命であり、最高のサービスである。
・全社員が一丸となり継続的改善に取り組み、安全最優先の鉄道を創る。

道路と鉄道を立体交差化し、25か所の踏切を廃止する京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業については、引き続き事業主体である東京都とともに用地取得や高架化工事などを進めます。ホームの安全性向上策については、飛田給駅１番線でホームドアの使用を開始し、同駅でのホームドア設置工事を完了するほか、下北沢駅でホームドア設置のためのホーム補強工事を進めます。また、安全・防犯対策の強化をはかるため、引き続き踏切や車両などへの監視カメラの設置を進めてまいります。さらに、台風など気象災害への備えとして、お客様の安全を確保するため、計画運休など防災行動計画に基づいた事前の対策に取り組むほか、10月の台風19号上陸の際に顕在化した河川氾濫等のリスクを踏まえ、ハザードマップ（被害予測地図）を活用し、ハード・ソフトの両面から対応策を検討するなど、安全確保と施設の機能保全をはかります。加えて、新線新宿駅の改札外において旅客エレベーターを新設するとともに、京王線新宿駅のコンコース・ホームにおいてスペースの有効活用策を推進するなど、駅リフレッシュ工事に取り組みます。また、仙川駅において駅ビルに直結する改札口を新設するなど、お客様サービスの向上に努めます。

収益力の向上については、他の鉄道事業者などと連携した乗車券を企画し、販売に取り組むほか、座席指定列車「京王ライナー」について、お客様の需要に応じて臨時列車を運行します。また、広告収入の増加をはかるため、列車内への液晶ディスプレイの設置を進めるほ

か、京王線新宿駅において、デジタルサイネージの新設や、駅構内の壁面広告スペースのリニューアルと販売方法の見直しを行います。

(2) 沿線の活性化

沿線拠点の活性化に向けて、下北沢駅東側高架下で商業施設の建設工事を進めるほか、「ぷらりと京王府中」東側高架下の飲食店エリアのリニューアルに取り組みます。また、当社グループの重要拠点である新宿地区について、2019年12月に決定・公表された、新宿駅周辺の新たな都市計画に基づき、将来的な再開発による価値向上を目指し、引き続き関係者との協議や開発計画の検討を進めます。

「京王ほっとネットワーク」では、ニーズ拡大が見込まれる家事代行サービスの受注件数の増加に取り組むとともに、移動販売サービスについて、販売場所の見直しや新規展開を行い、沿線のお客様の利便性向上をはかります。

(3) 事業の選択と集中

不動産業について、仲介事業の都心エリアへの進出の準備を進めるほか、店舗配置網の最適化など、経営資源の効率化を検討します。また、リノベーション事業において、小規模オフィスなど住宅以外にも取扱い物件を拡大するなど見直しを進め、収益の安定化をはかります。

(4) 着実な事業の推進

ホテル業について、新型コロナウイルスの感染拡大による急激な需要減に対応するとともに、需要回復後の営業強化に向けた取り組みを着実に進めます。「京王プラザホテル(新宿)」では、南館10階を客室に改装するほか、「京王プレリアホテル 京都烏丸五条」および「京王プレリアホテル 札幌」について、認知度およびブランド力の向上をはかるとともに、グループホテルとの連携による販売力の強化に取り組みます。また、「高山グリーンホテル」において、新館「桜凛閣」を開業します。このほか、当社グループの事業基盤を強化するためのM&Aや業務提携を検討・推進するとともに、不動産業において新たな収益物件の取得を推進します。加えて、沿線住宅地と観光エリアのそれぞれの地域を対象として、MaaS（様々な移動手段を一元的に提供するサービス）の検討を進めます。

(5) 着実な経営体制の整備

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかるため、監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の透明性・公正性の向上をはかるとともに、執行役員制度を導入し、経営体制の強化と意思決定の迅速化をはかってまいります。また、役員報酬制度を見直し、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度を導入します。さらに、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）やＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）に取り組むとともに、長期的な課題の解決に向け、組織体制の効率化や生産性の向上をはかってまいります。

リスク管理体制強化に向けた取り組みでは、危機管理部門の組織再編を行い、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大など、企業経営に重大な影響をおよぼす危機への対応力を高めるとともに、ＢＣＰ（事業継続計画）の見直しを進め、各事業の安定的な運営にグループ全体で取り組んでまいります。また、不祥事・不正行為発生リスクを抑制するため、遠隔地事業拠点なども対象とした重点的な監査に取り組みます。

働き方改革においては、業務の削減および自動化などを引き続き進め、効率性を高めるとともに、社員参加型プロジェクトなどの推進を通じ、社員のモチベーション向上と業務の付加価値向上に取り組みます。

(6) 企業の社会的責任に対する取組み

当社グループでは、すべての事業において「京王グループ理念」および「京王グループ行動規範」に則った活動を積極的に推進しております。

環境面においては、各事業の特性に応じて、CO_2排出量削減など環境負荷低減策に取り組みます。鉄道車両の省エネルギー化では、より消費電力削減効果に優れたＶＶＶＦインバータ制御装置への更新を進めます。また、当社が保有するビルについて、空調機の更新や照明のＬＥＤ化など省エネルギー化に取り組みます。

社会的な側面においては、多世代が共に生き、交流する沿線づくりとして、子育て世代を対象とした事業や高齢者住宅事業などに取り組みます。また、多様な人材雇用や女性の活躍推進、ワークライフバランスの推進など、働きやすい職場作りにも取り組みます。

今後も株主の皆様をはじめとして、お客様、お取引先など、ステークホルダーの皆様と対話を重ね、これら社会的責任を果たす活動に継続して取り組み、沿線とともに成長し、地域社会への貢献に努力し続けます。

3．設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は566億３千２百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	車両新造（5000系10両） 車両制御装置更新 （京王線8000系26両、井の頭線1000系15両）
	バス事業	車両新造（路線34両、高速８両、貸切４両）
不動産業	不動産賃貸業	日本橋小網町ビル一部取得 日本橋蛎殻町ビル取得 京王新宿追分第二ビルリノベーション工事
	その他	KIRO 広島リノベーション工事 KAIKA 東京リノベーション工事
レジャー・サービス業	ホテル業	京王プラザホテル（新宿）客室改装工事 高山グリーンホテル「桜凛閣」建設工事
その他業	その他	岩手県宮古市太陽光発電電気設備工事

（注）１．KIRO 広島リノベーション工事は、前期の事業報告において広島市シェア型複合ホテルリノベーション工事と表記していたものであります。
２．高山グリーンホテル「桜凛閣」建設工事は、前期の事業報告において高山グリーンホテル新館建設工事と表記していたものであります。

(2) 継続中の主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業 下北沢駅改良工事

4．資金調達の状況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、2020年１月30日に第40回無担保社債100億円を発行しております。このほか、当社グループ外から137億５千万円の新規借入を行っております。

なお、当社グループにおける当期末の借入金および社債の残高は前期末に比べて88億７千５百万円減少し、3,295億１百万円となりました。

5．財産および損益の状況の推移

区　分	第96期 2016年度	第97期 2017年度	第98期 2018年度	第99期（当期） 2019年度
営業収益 (百万円)	418,996	434,697	447,508	433,669
経常利益 (百万円)	35,285	35,728	39,281	34,684
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	21,168	23,897	27,213	17,875
１株当たり当期純利益 (円)	173.35	195.71	222.87	146.40
総資産 (百万円)	834,682	889,135	889,341	876,691
純資産 (百万円)	332,020	352,241	368,022	373,454

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
２．当社は、2017年10月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を実施しております。１株当たり当期純利益は、第96期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第98期の期首から適用しており、第97期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6．重要な親会社および子会社の状況（2020年３月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
㈱京王百貨店	1,200百万円	100.0%	百貨店業
㈱京王ストア	450百万円	100.0%	ストア業
㈱京王プラザホテル	100百万円	100.0%	ホテル業
京王電鉄バス㈱	4,600百万円	100.0%	バス事業

連結子会社は上記４社を含め47社、持分法適用会社は11社であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

7．主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 運　輸　業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社
バス事業	京王電鉄バスグループ （京王電鉄バス㈱、京王バス東㈱、京王バス中央㈱、京王バス南㈱、京王バス小金井㈱） 西東京バス㈱
タクシー業	京王自動車グループ （京王自動車㈱、京王自動車城西㈱、京王自動車城南㈱、京王自動車調布㈱、京王自動車多摩北㈱、京王自動車多摩南㈱、京王自動車多摩西㈱、京王自動車バスサービス㈱）
貨物の輸送・引越し業	京王運輸㈱

(2) 流　通　業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	㈱京王百貨店
スーパーストア業	㈱京王ストア
書籍販売業	京王書籍販売㈱
ショッピングセンター事業	当社
クレジットカード業	㈱京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	㈱京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品㈱
生花販売業	京王グリーンサービス㈱

(3) 不 動 産 業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産㈱、京王地下駐車場㈱、㈱リビタ、京王重機整備㈱、新線新宿開発（同）
不動産販売業	当社、京王不動産㈱、㈱リビタ

(4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	㈱京王プラザホテル、㈱京王プラザホテル札幌、㈱京王プレッソイン、㈱京王プレリアホテル京都、㈱京王プレリアホテル札幌
旅行業	京王観光㈱
広告代理業	㈱京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション㈱
飲食業	㈱レストラン京王

（注）当社は2020年４月１日付で㈱高山グリーンホテルの株式を取得し、当社の連結の範囲に含めております。

(5) そ の 他 業

事業の内容	主要な会社名
ビル総合管理業	㈱京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備㈱、東京特殊車体㈱
建築・土木業	京王建設㈱
情報システム業	㈱京王ＩＴソリューションズ
経理代行・金融業	㈱京王アカウンティング
人事業務代行業	㈱京王ビジネスサポート
社会教育事業	京王ユース・プラザ㈱
清掃業	㈱京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	㈱京王子育てサポート
高齢者住宅事業	京王ウェルシィステージ㈱
葬祭事業	京王フェアウェルサポート㈱

8．主要な事業所等（2020年３月31日現在）

会社名	主な事業所・施設等
当社 （本社：東京都多摩市）	【鉄道施設】 京王線　営業キロ：72.0km　駅数：52駅　車両数：732両 井の頭線　営業キロ：12.7km　駅数：17駅　車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル（新宿）、 京王プラザホテル札幌、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、 京王品川ビル、キラリナ京王吉祥寺、トリエ京王調布
㈱京王百貨店 （本社：東京都渋谷区）	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、ららぽーと新三郷店、セレオ八王子店、 昭島モリタウン店、キラリナ京王吉祥寺店、トリエ京王調布店
㈱京王ストア （本社：東京都多摩市）	京王ストア：　東京都13店舗、神奈川県１店舗 キッチンコート：　東京都10店舗、神奈川県１店舗 京王ストアエクスプレス：　東京都５店舗、神奈川県１店舗 K－SHOP・他：　東京都18店舗、神奈川県２店舗 A　L o T：　東京都29店舗、神奈川県２店舗
㈱京王プラザホテル （本社：東京都新宿区）	京王プラザホテル（新宿）、京王プラザホテル八王子、 京王プラザホテル多摩
京王電鉄バスグループ （京王電鉄バス㈱ 京王バス東㈱ 京王バス中央㈱ 京王バス南㈱ 京王バス小金井㈱）	【路線バス】 営業所：東京都10か所 車両数：742両 【高速バス】 営業所：東京都４か所 車両数：113両 【貸切バス】 営業所：東京都５か所 車両数：64両

（注）１．京王線は都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。
２．京王線の車両数には事業用車両４両を含みます。
３．京王電鉄バスグループ５社の本社所在地はいずれも東京都府中市であります。

9．従業員の状況（2020年３月31日現在）

事業セグメント	従業員数
運輸業	6,219名
流通業	1,802名
不動産業	504名
レジャー・サービス業	2,343名
その他業	2,245名
全社（共通）	331名
合計	13,444名

（注）従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10．主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	105,235百万円
三井住友信託銀行株式会社	28,854百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	13,758百万円
太陽生命保険株式会社	10,790百万円
日本生命保険相互会社	9,080百万円

2 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

1．発行可能株式総数　316,046,000株

2．発行済株式の総数　128,550,830株　（自己株式6,449,347株を含む。）

3．株主数　32,214名　（前期末比1,019名増）

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,523	7.8
日本生命保険相互会社	6,141	5.0
太陽生命保険株式会社	5,862	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,888	4.0
三井住友信託銀行株式会社	3,648	3.0
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,266	1.9
第一生命保険株式会社	2,222	1.8
株式会社三菱UFJ銀行	2,117	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	2,116	1.7
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,023	1.7

（注）１．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
　　２．当社は自己株式を6,449千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3 会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

氏　名	地位および担当	重要な兼職の状況
永田　正（ながた ただし）	代表取締役会長	—
紅村　康（こうむら やすし）	代表取締役社長	—
仲岡　一紀（なかおか かずのり）	常務取締役 鉄道事業本部長	—
川瀬　明伸（かわせ あきのぶ）	常務取締役 開発事業本部長	—
伊藤　俊司（いとう しゅんじ）	常務取締役 経営統括本部長、財務・情報開示担当	—
南　佳孝（みなみ よしたか）	常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担、 コンプライアンス担当、 新宿再開発特命担当	—
越水　陽太郎（こしみず ようたろう）	取　締　役 経営統括本部　特命担当	—
中島　一成（なかじま かずなり）	取　締　役 開発事業本部　ホテル戦略部長	—
櫻井　俊樹（さくらい としき）	取　締　役 戦略推進本部長	—
寺田　雄一郎（てらだ ゆういちろう）	取　締　役 鉄道事業本部副本部長　計画管理部長	—
都村　智史（つむら さとし）	取　締　役 経営統括本部　グループ事業部長	—
高橋　温（たかはし あつし）	取　締　役	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 株式会社岩手銀行 社外取締役
古市　健（ふるいち たけし）	取　締　役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外取締役
山本　護（やまもと まもる）	取　締　役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長
駒田　一郎（こまだ いちろう）	取　締　役	株式会社京王百貨店 代表取締役社長

氏　名	地位および担当	重要な兼職の状況
丸山　荘（まるやま　そう）	取　締　役	京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長
山岸　真也（やまぎし　まさや）	取　締　役	株式会社京王ストア 代表取締役社長
若林　克昌（わかばやし　かつよし）	取　締　役	京王自動車株式会社 代表取締役社長
水野　諭（みずの　さとし）	常勤監査役	—
竹川　浩史（たけかわ　ひろし）	常勤監査役	—
北村　敬子（きたむら　けいこ）	監　査　役	中央大学名誉教授 明治安田生命保険相互会社 社外取締役 日野自動車株式会社 社外監査役
金子　正志（かねこ　まさし）	監　査　役	弁護士

（注）1．期中の役員の異動は次のとおりであります。

氏　名	新	旧	異動日
川瀬　明伸	常務取締役	取締役	2019年６月27日
若林　克昌	取締役	〔就任〕	
保木　久仁彦	〔退任〕	常務取締役	

2．取締役高橋　温、古市　健は社外取締役であります。
3．常勤監査役竹川浩史、監査役北村敬子、金子正志は社外監査役であります。
4．常勤監査役水野　諭は、当社グループにおいて経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．常勤監査役竹川浩史は、金融機関における業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役北村敬子は、会計学を専門とした大学教授としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．当社は、取締役高橋　温、古市　健、常勤監査役竹川浩史、監査役北村敬子、金子正志を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8．当社は、取締役高橋　温、古市　健、監査役北村敬子、金子正志との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。
9．取締役中島一成は2020年４月１日付で株式会社高山グリーンホテルの代表取締役社長に就任しております。

2．当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	人　数	報酬等の総額
取　締　役	19名	457百万円
監　査　役	4名	69百万円
合　計	23名 （うち社外役員５名）	526百万円 （うち社外役員分62百万円）

（注）１．上記には、2019年６月27日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
２．上記のほか、使用人兼務取締役（６名）に対する使用人分給与として84百万円を支払っております。

3．社外役員に関する事項

（1）他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況（2020年３月31日現在）

氏　名	地　位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高　橋　　温	取　締　役	—	—
古　市　　健	取　締　役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
竹　川　浩　史	常勤監査役	—	—
北　村　敬　子	監　査　役	—	—
金　子　正　志	監　査　役	—	—

（2）他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況（2020年３月31日現在）

氏　名	地　位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高　橋　　温	取　締　役	株式会社岩手銀行 社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
古　市　　健	取　締　役	あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社 社外取締役	当社の株主で当社と保険契約等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
竹　川　浩　史	常勤監査役	—	—
北　村　敬　子	監　査　役	明治安田生命保険相互会社 社外取締役	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
		日野自動車株式会社 社外監査役	当社との間に特別の関係はありません。
金　子　正　志	監　査　役	—	—

(3) 主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
高　橋　　温	取　締　役	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
古　市　　健	取　締　役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
竹　川　浩　史	常勤監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会15回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
北　村　敬　子	監　査　役	当期開催の取締役会11回のうち９回に出席し、また、監査役会15回のうち13回に出席し、会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
金　子　正　志	監　査　役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会15回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．当期に係る会計監査人の報酬等の額

区　分		金　額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	94百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	124百万円

(注) 1．(1) には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。

2．当社監査役会は、あらかじめ定めた「会計監査人の報酬等の同意に関する方針」に基づき、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3．非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言提供業務および社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託しております。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

5 会社の体制および方針

1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

2．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上記１および２については、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.keio.co.jp/）に掲載しております。

連結貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額	科　目	金　額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**125,142**	**流動負債**	**182,712**
現金及び預金	39,979	支払手形及び買掛金	16,619
受取手形及び売掛金	35,249	短期借入金	70,606
有価証券	2,000	未払法人税等	5,640
商品及び製品	11,086	前受金	20,604
仕掛品	25,640	賞与引当金	2,827
原材料及び貯蔵品	2,246	その他の引当金	1,716
その他	8,949	その他	64,696
貸倒引当金	△9	**固定負債**	**320,524**
固定資産	**751,548**	社債	130,000
有形固定資産	660,131	長期借入金	128,894
建物及び構築物	344,392	繰延税金負債	1,757
機械装置及び運搬具	36,492	退職給付に係る負債	21,713
土地	231,165	その他	38,158
建設仮勘定	36,304	**負債合計**	**503,236**
その他	11,777	**(純資産の部)**	
無形固定資産	13,340	**株主資本**	**367,755**
投資その他の資産	78,076	資本金	59,023
投資有価証券	48,169	資本剰余金	42,012
退職給付に係る資産	6,906	利益剰余金	286,271
繰延税金資産	15,744	自己株式	△19,552
その他	7,393	**その他の包括利益累計額**	**5,416**
貸倒引当金	△138	その他有価証券評価差額金	5,052
資産合計	**876,691**	為替換算調整勘定	3
		退職給付に係る調整累計額	360
		非支配株主持分	**282**
		純資産合計	**373,454**
		負債純資産合計	**876,691**

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
営業収益		**433,669**
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	345,226	
販売費及び一般管理費	52,418	397,644
営業利益		**36,024**
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	1,436	
持分法による投資利益	33	
雑収入	785	2,278
営業外費用		
支払利息	3,082	
雑支出	536	3,619
経常利益		**34,684**
特別利益		
固定資産売却益	5,291	
工事負担金等受入額	747	
その他	817	6,856
特別損失		
減損損失	9,195	
固定資産除却損	1,408	
固定資産圧縮損	723	
その他	1,792	13,120
税金等調整前当期純利益		**28,420**
法人税、住民税及び事業税		11,102
法人税等調整額		△541
当期純利益		**17,858**
非支配株主に帰属する当期純損失		17
親会社株主に帰属する当期純利益		**17,875**

貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額	科　目	金　額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**43,133**	**流動負債**	**212,154**
現金及び預金	23,025	短期借入金	154,157
未収運賃	5,592	未払金	26,388
未収金	8,179	未払費用	1,409
販売土地及び建物	1,241	未払消費税等	824
貯蔵品	1,122	未払法人税等	3,027
前払費用	297	預り連絡運賃	1,643
その他の流動資産	3,673	預り金	6,435
固定資産	**692,623**	前受運賃	4,187
鉄道事業固定資産	294,000	前受金	13,011
付帯事業固定資産	274,484	前受収益	766
各事業関連固定資産	3,678	賞与引当金	245
建設仮勘定	35,789	資産除去債務	22
投資その他の資産	84,670	その他の流動負債	35
関係会社株式	28,416	**固定負債**	**286,700**
その他の関係会社有価証券	6,440	社債	130,000
投資有価証券	37,798	長期借入金	125,988
長期貸付金	25	退職給付引当金	7,024
長期前払費用	186	債務保証損失引当金	530
前払年金費用	4,176	資産除去債務	4,167
繰延税金資産	5,022	その他の固定負債	18,989
その他の投資等	2,716	**負債合計**	**498,855**
貸倒引当金	△111	(純資産の部)	
		株主資本	**232,058**
		資本金	59,023
		資本剰余金	42,009
		資本準備金	32,019
		その他資本剰余金	9,990
		利益剰余金	150,577
		利益準備金	7,876
		その他利益剰余金	142,700
		固定資産圧縮積立金	7,886
		特別償却積立金	162
		別途積立金	75,000
		繰越利益剰余金	59,651
		自己株式	△19,552
		評価・換算差額等	**4,843**
		その他有価証券評価差額金	4,843
		純資産合計	**236,902**
資産合計	**735,757**	**負債純資産合計**	**735,757**

損益計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
鉄道事業		
営業収益	84,848	
営業費	74,432	
営業利益		10,416
付帯事業		
営業収益	43,916	
営業費	30,273	
営業利益		13,643
全事業営業利益		**24,059**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,956	
雑収入	199	5,155
営業外費用		
支払利息	3,264	
雑支出	264	3,528
経常利益		**25,685**
特別利益		
固定資産売却益	5,257	
投資有価証券売却益	619	
工事負担金等受入額	587	
その他	52	6,517
特別損失		
減損損失	8,439	
固定資産除却損	1,586	
投資有価証券評価損	1,059	
固定資産圧縮損	587	
退店補償金	418	
固定資産売却損	145	
その他	199	12,436
税引前当期純利益		**19,766**
法人税、住民税及び事業税		6,299
法人税等調整額		△415
当期純利益		**13,882**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

京王電鉄株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　横澤悟志　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金井睦美　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

京王電鉄株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　横　澤　悟　志　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金　井　睦　美　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人（会社法上の会計監査人）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、本監査報告書の作成時点において、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月18日

京王電鉄株式会社　監査役会

常勤監査役　水野　諭　㊞

常勤監査役（社外監査役）　竹川浩史　㊞

監査役（社外監査役）　北村敬子　㊞

監査役（社外監査役）　金子正志　㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会 会場ご案内図

会 場

京王プラザホテル八王子　５階「翔王」

東京都八王子市旭町14番１号

交 通

ＪＲ
京王線

「八王子」駅下車　　北口から徒歩約３分

「京王八王子」駅下車　中央口から徒歩約６分



お願い

- ●株主総会専用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。
- ●カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音はご遠慮下さい。
- ●株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

上記各事項につき、何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。